契約更新後の共済事故に係る共済金請求権の帰属

長谷部陽平
Yohei Hasebe
PROFILEはこちら

1　はじめに

破産手続の開始後も，破産者が自由財産から保険料支払を継続し，契約更新を行ったとしても，その後に発生した共済事故に係る共済金請求権は破産財団に帰属する（破産者には帰属しない）と判断した東京高等裁判所の判決を紹介します。

2　事案概要

破産者は，破産手続開始決定前に自己所有建物等を目的とする火災共済契約（「本件共済契約」）を締結し，破産手続開始後も共済掛金の支払を継続し，本件共済契約は自動更新されていました。破産手続開始決定・自動更新後，保険事故（「本件火災」）が発生しました。共済連合会は，債権者不確知を供託原因として，本件火災に係る共済金を供託しました（「本件供託」）。破産管財人は，本件火災に係る共済金請求権（「本件共済金請求権」）が破産財団に帰属するとして，本件供託に係る供託金請求権を破産管財人が有することの確認を求めました。他方，破産者は，本件共済金請求権は破産者の新得財産であるとして，共済連合会に対し共済金の支払を求めました。時系列は以下のとおりです。

平成26年8月22日	本件共済契約の締結
平成27年7月1日	破産手続開始決定
平成28年4月1日	本件共済契約の自動更新
平成28年4月25日	本件火災の発生
平成28年12月7日	本件供託

3　裁判所の判断

【結論】

東京高裁（二審）は，本件共済金請求権が破産財団に帰属するとの判断を示した東京地裁（一審）判決を支持しました。

【判断理由】

（1）本件共済金請求権の性質（破産法34条2項該当性）

・共済契約の共済金受取人は，当該契約の成立により，当該契約で定める共済期間内に共済事故（火災等）が発生することを停止条件とする共済金請求権を取得するものと解されるところ，この請求権は，共済事故の発生前であっても，上記受取人において処分したり，その一般債権者において差押えをしたりすることが可能であり，一般的な財産的価値を有するものであるから，破産手続開始決定前に成立した共済契約に基づいて破産者である共済金受取人が有する共済金請求権は，破産法34条2項にいう「破産者が破産手続開始前に生じた原因に基づいて行うことがある将来の請求権」に該当するものとして，上記受取人の破産財団に属するものと解するのが相当である（最高裁平成27年（受）第330号同28年4月28日第一小法廷判決・民集70巻4号1099頁参照）。

・平成28年最高裁判決は，生命保険金請求権に関するものであって，その判断の射程が損害保険金の請求権の性格を有する本件共済金請求権が破産財団に帰属するか否かの問題に直ちに及ぶとはいえないとしても，それが当裁判所の前記判断の妨げとなるものではない。

（2）自動更新

・本件火災発生時に存在していた本件共済契約が，平成28年4月1日に更新される前の，平成27年4月1日に更新された共済契約と別個の契約であったとしても，前記前提となる事実によれば，その更新は，更新前の共済契約所定の定

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

めに基づき，何らの手続を要することなく行われ，更新前の契約と全く同一の内容で契約が継続されたものであると認められるのであり，その更新自体が，平成28年4月1日に更新される前の，平成27年4月1日に更新された共済契約の管理処分権に基づいて行われたものであるというべきである。そして，破産手続開始決定がされた場合，破産者が当該破産手続開始時において有する財産の管理処分権は，全て破産管財人に移転するのであり（破産法34条1項，78条1項），他方，被告Y1の破産手続上，自由財産の拡張等により，本件共済契約に基づく請求権が被告Y1の自由財産とされたことを認めるに足りる証拠はなく，平成27年4月1日に更新された共済契約についての管理処分権は，同年7月1日の破産手続開始決定以後は，破産管財人である原告に属していたものと認められる。そうすると，平成28年4月1日にされた本件共済契約の自動更新についても，それが有効であることを前提にする限り（この点は，当事者間に争いがないものと認められる。），破産管財人である原告の管理処分権に基づいて行われたものであると解さざるを得ず，本件火災発生時に存在していた本件共済契約は，被告Y1によって更新されたものではなく，破産管財人である原告によって更新されたものであると認めるのが相当である。そして，その後にされた被告Y1による共済掛金の支払についても，原告によって更新された本件共済契約に係る原告の管理処分権に基づき，原告に代わって行われていたにすぎないものというべきであり，その支払がされたことから，直ちに本件共済金請求権が被告Y1に属するということはできない（なお，上記共済掛金の精算は，別途検討すべき事柄である。）。したがって，本件共済金請求権は，その発生根拠となる本件共済契約が破産手続開始決定後に自動更新されているものであっても，被告Y1の新得財産となり得るものではないというべきである。

- 控訴人が破産手続開始決定後にした共済掛金の支払は，破産手続との関係においては，その効力を主張することができず（破産法47条1項。同項は，規律の対象を「法律行為」と規定しているが，これには準法律行為である弁済も含まれると解される。），被控訴人連合会が被控訴人破産管財人に対して共済掛金の支払の効果を主張することができないが，被控訴人破産管財人は，控訴人による共済掛金の弁済（支払）を追認することができると解され，被控訴人破産管財人は，遅くとも平成31年2月18日の当審第2回口頭弁論期日において，被控訴人連合会に対して本件共済契約の更新について追認する意思表示をしたものである（この追認は控訴人の上記弁済を対象とするものと解することができる。）から，被控訴人破産管財人と被控訴人連合会との関係においても，自動更新がされた本件共済契約がなお存続していることになる。
- 被控訴人破産管財人が控訴人を被告として本件訴えを提起したことからすると，被控訴人破産管財人は，本件共済契約の履行を選択したものと認められる（仮に，これについて破産裁判所の許可（破産法78条2項9号）が必要であったとしても，被控訴人破産管財人は，第1事件の訴え提起に破産裁判所の許可（同法78条2項10号）を得ている以上，履行の選択の許可も得たことが推認される。）。
- 本件共済契約の自動更新は，被控訴人破産管財人によりその管理処分権に基づいて行われたものと認めるのが相当であり，控訴人による共済掛金の支払は，更新された本件共済契約についての被控訴人破産管財人の管理処分権に基づいて，被控訴人破産管財人に代わって行われたにすぎないことは前判示のとおりである。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。